

## 最近の判例から (5)

# 税制改正の説明を怠ったことが 銀行の条理上の説明義務違反になるとされた事例

(東京高判 平17・3・31 金商1216-6) 新井 勇次

昭和63年税制改正前の相続税対策（借入により取得した不動産の相続税評価額と借入金との差額分に対応する相続税額を負担しなくて済む。）を採用し、不動産物件を選定し、売買価格を決定し融資規模も決定するなど、融資拡大のために関与し働き掛けた銀行担当者は、融資契約締結までの間に、本件税制改正により、被相続人が不動産取得後3年以内に死亡すれば、相続税対策としての効果がないことを説明すべき信義則上の義務があったのにこれを怠った為、銀行はその損害を賠償する義務があるとされた事例（東京高裁 平成17年3月31日判決 金融・商事判例1216号6頁）

## 1 事案の概要

当時81歳の被相続人Aは、家族の相続税対策の要請を容れ、平成2年4月、居住地から遠く離れた新潟市の賃貸住宅とその敷地を9億5,000万円で購入したが、その購入資金は、直前にY銀行から合計10億円の借り入れを行なったものであった。Aは、平成3年8月4日に死亡し、Xら（Aの妻Xと息子2人）が相続した。

その後、Y信用保証会社は、Y銀行の請求に基づき、平成13年11月6日、Y銀行に対し、保証契約に基づく保証債務の履行として4億6千万円余り、5億6千万円余り、9千万円余りを代位弁済した。平成14年7月、Xらは本件不動産を1億7,000万円で売却、自宅不

動産も1億3,800万円で売却して、上記各代位弁済による求償金債務の一部弁済に充てた。

Xは本訴請求で、Y銀行の担当者は、相続税制の法改正について説明しなかったなどの義務違反があるとして、債務不履行または不法行為に基づき、支払済みの利息、上記貸付により相続税対策の為に取得した不動産の価格下落等による損害賠償を、Y銀行に求めた。

反訴請求は、Y信用保証会社の委託を受けたY債権回収株式会社がXに対し、代位弁済による求償権に基づき、9億円弱の求償金の残額支払いを求めるものであった。

原判決（平15・11・28東京地判）は、Y銀行担当者が、貸付実績を挙げる目的で、相続税対策と称して、被相続人A及び子のXを執拗に勧誘した今までの事実は認められず、Y銀行に契約上もしくは条理上の告知義務を認めることは出来ない、との前提のもと、Y銀行が故意に税制改正の事実を告げなかったとの事実は認められないとして、妻Xの本訴請求を棄却し、反訴請求を認容したため、Xらが控訴したものである。

## 2 判決の要旨

- (1) Y銀行の説明義務違反については、本件各消費貸借契約に際して、Aに対して本件税制改正を説明しなかったことが、消費貸借契約上の義務に違反するものとは認められず、Y銀行には所論の債務不履行責任は

- ない。
- (2) しかし、これらの各契約は、Aの相続が発生した場合の相続税対策という1つの目的のために相互に関連する一体のものとして締結された契約であり、また、10億円という多額の融資であり、本件不動産の賃料収入では利息の支払に足りず、毎年3,000万円以上の不足が生じることが見込まれた上、相続開始後に本件不動産を売却することによって債務を返済するほかなく、不動産の価値が下落すれば、著しい損失が生じかねない危険性をもともと有していたと言える。
- (3) 本件税制改正により、不動産取得後3年以内にAが死亡すれば、上記相続税対策は効果がないことになるのであるから、仮に、本件税制改正の内容を知らされていれば、Aの高齢と同人が心筋梗塞を患っていることを知っていたAの家族は、3年以内に死亡する可能性も充分あるものと受け止め、10億円という多額の借入をしなかつたであろうと考えるのが、通常の合理的判断といるべきである。
- (4) Aに心筋梗塞の持病があったという事情を知らなかつたとしても、当時81歳であったAが、不動産取得後3年以内に死亡する可能性が少なくないことはY銀行担当者においても容易に認識し得たといるべきである。
- (5) 以上の事情に照らせば、Y銀行の担当者は、AやXに対し、本件各消費貸借契約締結までの間に、本件税制改正により、Aが不動産取得後3年以内に死亡すれば、相続税対策としての効果がないことを説明すべき信義則上の義務があつたといるべきである。Y銀行は、過失により第三者に加えた損害について、使用者として不法行為による損害賠償責任を免れない。

(6) 過失相殺については、相続税対策をとるについてA及びXが相当な注意を払うべきものであり、別途に税理士に相談するなどしていれば、本件税制改正を知り得たと考えられること、本件不動産の価格下落による損害6億2,400万円は、相続開始後速やかに売却処分していれば回避し得た部分があることなどの諸般の事情を考慮して、3割と認めるのが相当である。

(7) 以上により、Y銀行は、Xに対し、9億1,849万余円及び内4億441万余円に対する平成13年11月7日から、内4億3,680万余円に対する平成14年7月12日から、内7,728万円に対する同月18日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

### 3 まとめ

平成元年から2年にかけて地価は高騰しており、相続した土地を売却しなければ相続税を納付できなくなった例や、更に高じて、相続税が払えないことを苦に自殺するなどの悲劇も報じられたことはまだ記憶に新しいところである。本件事案の背景には、金融機関が、融資業務拡大のために、土地持ち富裕層に対して相続税対策と称して、土地の相続税評価額と実勢価格の乖離を利用したスキームを競って推進して行った状況があると言える。本件における銀行側のあるべき対応は、相続税対策を検討するにあたり、必ず税理士に確認することを念押しすることである（銀行は税金に関するこことを断定的に言うことは出来ない）。本判決では、A及びXらが別途に税理士に相談するなどしていれば、として控訴人側の過失相殺の1要素としているが、特別な知識を持たない一般人に対する説明にあたって、金融機関として充分に留意すべきことと言えよう。

（企画調整部調整第二課長）